

一般社団法人日本大腸肛門病学会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本大腸肛門病学会（英文名 The Japan Society of Coloproctology）と称する。

第2条 (事務所)

本法人は、事務所を東京都大田区内に置く。

第3条 (目的)

本法人は、会員である医師等の大腸肛門病学における研究、教育及び診療の向上を図るとともに、これを介して国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表、学術講演のための集会の開催および教育に関する事業
- (2) 機関誌および図書などの刊行
- (3) 専門医制度に関する事業
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第5条 (公告の方法)

本法人の公告は、機関誌「日本大腸肛門病学会雑誌」及び本法人のホームページに掲載して行う。

第2章 会員

第6条 (種別)

本法人の会員は、次の6種とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同し、所定の会費を納入した医師とする。正会員は別に定める一般社団法人日本大腸肛門病学会定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）に示す3つの専門領域のいずれかに属するものとする。

(2) 準会員

本法人の目的に賛同し、所定の会費を納入した、医師以外の大腸肛門病に関連した研究者、教育者、看護師又は薬剤師等とする。

(3) 賛助会員

本法人の事業を援助する目的で所定の会費を納入した団体、又は個人とする。

(4) 名誉会員

満68歳以上で理事長、会長を務めた者、理事又は監事を8年以上務め、本法人に多大な貢献をした者のうちから、理事会及び総会の議を経て推薦された者とする。

(5) 特別会員

満68歳以上で副会長、理事若しくは監事を務めた者、又は第18条に定める社員（以下「評議員」という。）を15年以上務め会務に尽力した者のうちから、理事会及び総会の議を経て推薦された者とする。

(6) 顕彰会員

本法人に多大な貢献をした者のうちから、理事会及び総会の議を経て推薦された者とする。

第7条（入会）

本法人の会員になろうとする者は、評議員1名の推薦を得て、所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本法人事務所に提出しなければならない。

第8条（会費）

会員は、別に定款施行細則で定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員、特別会員及び顕彰会員は、会費を納めることを要しない。

2. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第9条（退会）

会員が本法人を退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 2年を超えて会費を滞納したとき
 - (2) 成年被後見人、被保佐人となったとき
 - (3) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
 - (4) 賛助会員たる法人その他の団体が消滅したとき

第10条（懲戒）

会員が次の各号の一に該当するときは、別に定める定款施行細則により、理事長はこれに対し、懲戒処分として除名、会員資格停止、嚴重注意等の処分をすることができる。

- (1) 法人業務に係るわが国の法律又は本法人の定款若しくは規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき
2. 会員を除名する場合には、理事会の通常議決と評議員総数の3分の2以上の賛成による総会の議決を経るものとする。

第11条（退会又は懲戒に伴う権利及び義務）

会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したとき、あるいは前条により懲戒を受けた場合に伴う権利及び義務については、別に定める定款施行細則によるものとする。

第3章 役員及び評議員

第12条（役員）

本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事長：1名
- (2) 理事：15名（うち1名を理事長とする。）
- (3) 会長：1名
- (4) 副会長：2名
- (5) 監事：2名

第13条（役員を選任）

理事は、別に定める定款施行細則により、立候補した評議員の中から、評議員の投票による選挙を経て、総会により選任される。

2. 理事長は、別に定める定款施行細則により、理事長の選任の目的で任期開始前に開催される理事長選出会議において、選挙による理事予定者の中から、理事予定者の投票による選挙の結果を経て、総会において理事が選任された後に開催される理事会で、別に定める定款施行細則により理事の互選により選任される。
3. 会長は理事会において評議員の中から推薦され、総会の議を経て選任される。
4. 副会長は正会員の中から会長が委嘱する。

5. 監事は理事会において評議員の中から推薦され、総会の議を経て選任される。
6. 理事長、理事は、会長又は副会長を兼ねることができる。
7. 監事は理事、会長及び副会長を兼ねることができない。
8. 理事は、選挙される年の8月31日の時点で満65歳未満でなければならない。
9. 会長は、選任される年の8月31日の時点で満68歳未満でなければならない。
10. 監事は、選任される年の8月31日の時点で満68歳未満でなければならない。
11. 理事長は理事会の議を経て、評議員の中から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員ではない役員として幹事を1名委嘱することができる。

第14条（役員の仕事）

理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。

2. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
3. 理事長は、理事会の議を経て、理事の中から庶務、財務などの担当理事を委嘱する。
4. 会長は、年次学術集会に関する総務を運営し、これを主催する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
5. 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときには、理事会を招集すること
6. 幹事は庶務担当理事を補佐し、本法人の運営に関する実務を担当する。

第15条（役員の新規・代行）

理事長、理事、監事が任期中に欠け、あるいは事故のある場合には、定款施行細則の定めるところにより、新役員あるいは代行を選任する。

第16条（役員の仕事）

理事の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、通算8年を超えることができない。理事長の在任期間は理事の仕事期間には数えない。

2. 理事長の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算8年を超えることができない。
3. 理事の仕事は、選任された年次の定例総会の終了したときから任期満了に対応する年次の定例総会の終結のときまでとする。
4. 前項及び第12条の規定にかかわらず、理事長である理事は、後任である理事長が選任される理事会の終結する時まで、理事及び理事長の仕事にとどまる。
5. 理事の在任期間中に満68歳を超えても、理事の仕事が優先する。この期間中は特例として、評議員仕事が延長される。
6. 会長並びに副会長の仕事は、選任された定例総会時に開催される学術集会の終了したときから次年度の学術集会終了のときまでとする。
7. 監事の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算8年を超えることはできない。
8. 監事の仕事は、選任された定例総会の終了したときから任期に対応する年次の定例総会の終結のときまでとする。
9. 監事の在任期間中に満68歳を超えても、監事の仕事が優先する。この期間中は特例として、評議員仕事が延長される。
10. 補充によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
11. 第22条第3項によって任期中に評議員資格を喪失した役員は、役員の仕事資格を失うものとする。

12. 幹事の任期は2年とし、再任を妨げないが、第22条による評議員の任期を越えることはできない。

第17条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、評議員総数の3分の2以上の賛成により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、当該役員が希望すれば、理事会及び総会において弁明の機会を与えなければならない。
3. 第1項により解任された役員は、再度役員になることはできない。

第18条 (役員責任免除)

本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会決議によって免除することができる。

第19条 (評議員)

本法人の社員は、正会員の中から選任された評議員をもって構成する。

2. 評議員の定数は、正会員の5%程度とする。

第20条 (評議員の選任)

評議員は、別に定める定款施行細則により、申請した者の中から選出され、理事長が委嘱する。

2. 評議員は、申請する年の8月31日の時点で満68歳未満でなければならない。

第21条 (評議員の職務)

評議員は総会を組織し、この定款に定めるところに沿って本法人の運営に関する重要事項を審議し、議決する。

第22条 (評議員の任期、資格喪失)

評議員の任期は、別に定める定款施行細則により一斉選出が行われる年の9月1日からの5年間とし、再任を妨げない。ただし、補充によって選任された評議員の任期は、次の一斉選出のある年の8月31日までとする。

2. 満68歳に達した評議員の任期は、5年間の任期途中であっても、68歳に達した後の8月31日までとする。
3. 評議員は、定款施行細則に定める条件を満たすときは、任期途中であってもその資格を失う。

第4章 会 議

第23条 (会議の種類)

本法人は理事会と総会を置く。

第24条 (理事会の構成)

理事会は理事長と理事をもって構成する。

2. 会長、副会長、並びに監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
3. 幹事は理事長の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べるができる。

第25条 (理事会の権能)

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本法人の業務執行の決定に関すること
- (2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長の解任

第26条 (理事会の種別と開催)

理事会は定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 定例理事会は、年4回開催する。
3. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第27条 (理事会の招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日として設定し、請求のあった日から5日以内に理事会の招集通知を発しなければならない。この期間が経過しても理事会が招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に開催する必要があるときは、その期間を短縮することができる。

第28条 (理事会の議長)

理事会の議長は理事長とし、理事長に事故ある場合は庶務担当理事がこれに当たる。

2. 第26条第3項第2号又は第3号の規定による臨時理事会の議長は、理事会において出席理事の中から選出する。

第29条 (理事会の定足数、表決等)

理事会は理事現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第30条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事長以外の理事又は監事の招集請求等により開催されたときは、その旨
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 議決事項について特別利害関係を有する理事があるときは、その氏名
 - (5) 報告事項に関する意見又はその発言内容
 - (6) 出席理事の氏名
 - (7) 議長の氏名
2. 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第31条 (総会の構成)

総会は評議員をもって構成する。

2. 名誉会員、特別会員並びに顕彰会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第32条 (総会の権能)

総会は、本法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について理事長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項

- (3) 定款の制定および変更に関する事項
- (4) 役員を選任、信任及び解任に関する事項
- (5) 理事会において総会に付議すべきと決定された事項

第33条（総会の種別と開催）

総会は、定例総会と臨時総会の2種とする。

2. 定例総会は、定期的（年次学術集會中あるいはその直前で、事業年度終了後3か月以内）に年1回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第34条（総会の招集）

総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は裁判所の許可を得て招集することができる。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに、各評議員に通知を発しなければならない。

第35条（総会の議長）

定例総会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は、理事長がこれに当たる。

2. 臨時総会の議長は、理事長とする。ただし、第33条第3項第2号の規定による臨時総会の議長は、臨時総会において、出席理事の中から選出する。

第36条（総会の定足数、表決等）

総会は、評議員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む。）がなければ開会することができない。

2. 総会の議事は、通常、出席評議員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（総会の書面表決等）

やむを得ない理由のために総会に出席できない評議員は、総会の議案について、書面で表決することができる。

2. 前項の場合における前条第2項の適用については、その評議員は表決に参加したものとみなす。

第38条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要項及びその結果
 - (3) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
 - (4) 出席理事及び監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録作成者の氏名
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において議長により選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第 39 条 (会員集会)

全会員を対象とする会員集会を年次学術集会期間中に開催する。

2. 会員集会は理事長が招集し、運営は会長が行なう。
3. 会員集会では、以下の事項を報告する。
 - (1) 総会における報告事項
 - (2) 総会における議決事項
 - (3) その他本法人における重要事項

第 5 章 学術集会

第 40 条 (学術集会の種類と開催)

学術集会は、年次学術集会と教育セミナーの 2 種とする。

2. 年次学術集会は、年 1 回開催し、会長が運営する。
3. 教育セミナーは、年 1 回開催し、理事長から委嘱された教育委員長が運営する。

第 6 章 基金

第 41 条 (基金の総額)

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金 300 万円とする。

第 42 条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、総会の議決がなければ返還しない。

第 43 条 (基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第 7 章 財産及び会計

第 44 条 (財産の構成)

本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第 45 条 (財産の管理)

本法人の財産は、理事長が管理し、財務担当理事が補佐する。その管理方法は、理事会の議決による。

第 46 条 (経費の支弁)

本法人の経費は、財産をもって支弁する。

第 47 条 (事業及び会計年度)

本法人の事業及び会計年度は 9 月 1 日に始まり、翌年の 8 月 31 日に終わる。

第 48 条 (収支予算)

本法人の収支予算書は、財務担当理事が委員長を務める財務委員会の議を受けて理事長が作成し、毎

会計年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事長は、前項の規定により成立した本法人の収支予算について、総会で報告する。

第 49 条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、その後新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 50 条 (収支決算報告)

本法人の収支決算は、財務担当理事が補佐して、毎会計年度終了後 3 か月以内に理事長が収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会および総会での承認を受けなければならない。

第 51 条 (特別会計)

本法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会および総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経費は、一般の会計と区分して整理するものとする。

第 52 条 (収支差益の処分)

本法人は、余剰金が生じた場合であってもこれを分配しない。

2. 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、理事会および総会の議決、承認を得て、その全部又は一部を翌会計年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

第 53 条 (長期借入金)

本法人は借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決、承認を得なければならない。

第 54 条 (会計原則)

本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計原則に従う。

第 8 章 委員会

第 55 条 (設置等)

本法人は、事業の運営及び発展のために各種の委員会を設けることができる。

2. 委員会の設置及び廃止は理事会の議決によって行う。
3. 委員会の委員長及び委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
4. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 9 章 地方支部

第 56 条 (地方支部)

本法人の目的を達成するために地方支部を置くことができる。

2. 地方支部の設置は理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

第 10 章 機関誌

第 57 条 (機関誌)

本法人の機関誌は、日本大腸肛門病学会雑誌（邦文略名：日本大腸肛門病会誌、英文名 Journal of Japan Society of Coloproctology、英文略名：J Jpn Soc Coloproctol）とする。

2. 機関誌は定期的に発行し、会員に配布する。

第 11 章 学会賞

第 58 条 (学会賞)

本法人は、別に定める定款施行細則によって、大腸肛門病学に関する優れた論文の著者に対し、日本大腸肛門病学会賞を授与する。

第 12 章 事務局

第 59 条 (設置等)

本法人の事務を処理するため、事務局を設置し、庶務担当理事がこれを統括する。

2. 事務局には、職員若干名をおく。
3. 職員は、理事会の議決を得て理事長が任免し、有給とする。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることができる。

第 60 条 (書類及び帳簿の備付け等)

本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員（評議員）名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

第 13 章 定款の変更及び解散

第 61 条 (定款の変更)

この定款を変更するには、理事会の議を経て、評議員総数の 3 分の 2 以上の賛成による総会の議決を要する。

第 62 条 (解散)

本法人の解散は、理事会の議を経て、前条に定める方法によらなければならない。

2. 本法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決、承認を得て、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第14章 補則

第63条（最初の事業年度）

本法人の最初の事業年度は本法人設立の日から平成19年8月31日までとする。

第64条（評議員歴）

第6条第4号及び第5号の規定の適用に当たっては、本法人設立以前の任意団体日本大腸肛門病学会における評議員歴も本法人における評議員歴とみなす。

第65条（役員歴）

第16条第1項、第2項、第6項および第7項の規定の適用にあたっては、本法人設立以前の任意団体日本大腸肛門病学会における役員歴も本法人における役員歴とみなす。

第66条（定款施行細則）

この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会及び総会の議決を経て、一般社団法人日本大腸肛門病学会定款施行細則として、別に定める。

平成18年12月16日作成

付則1 本法人は、昭和35年5月21日に設立された日本大腸肛門病学会の組織の実態について、平成18年12月26日に有限責任中間法人として設立されて法人格を取得したものである。本法人設立前の会則改定の経緯は次の通りである。

昭和35年5月21日制定

昭和55年10月29日改定

昭和58年10月1日改定

昭和60年10月19日改定

昭和62年11月14日改定

平成5年9月24日改定

平成6年11月27日改定

平成8年10月25日改定

平成15年11月7日改定

平成16年11月5日改定

付則2 本定款は本法人設立に伴い平成18年12月26日に施行された。その後の改定の経緯は次の通りである。

平成19年11月1日改定

平成21年11月5日改定（第52条については平成21年9月1日から施行）

付則3 本定款は平成21年11月5日に改定されたが、改定後の定款16条7項の規定にかかわらず、同日時点での監事の任期は、その監事が選任されたときの定款の規定に従う。